

特定教育・保育施設における利用定員の設定について

子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、特定教育・保育施設の利用定員の設定について、意見を伺うものです。

1 利用定員について

利用定員は、子ども・子育て支援新制度において、施設・事業者が施設型給付・地域型保育給付の対象となることの確認を受ける際に定める人数であり、その設定は、施設・事業者からの申請に基づき、1号・2号・3号認定子どもの区分に応じて市町村が行うこととなります。

利用定員の設定にあたっては、認可定員の範囲内で設定することが必要であり、認可定員を超えて設定することはできませんが、実際の利用人数が認可定員を下回っている場合には、利用状況を踏まえて定めることとされています。

なお、利用定員数は、公定価格に係る単価区分を決定する際の基礎となります。

2 新規教育・保育施設に係る利用定員について

平成27年4月から新設又は施設類型を変更する施設は5施設あります。

いずれの施設についても、設置する区域は待機児童が生じており、子ども・子育て支援事業計画において2号又は3号認定子どもの量の見込みが提供体制を上回っている区域です。

また、認可（認定）基準を満たしている（予定も含む）ことから、次のとおり利用定員を定めようとするものです。

No.	施設の名称	教育・保育施設の種類	設置の場所	区域	認可定員の数				利用定員の数			
					1号	2号	3号		1号	2号	3号	
							0歳	1～2歳			0歳	1～2歳
1	月が丘幼稚園	幼稚園型認定こども園 → 幼保連携型認定こども園	月が丘二丁目7番5号	厨川	176	45	9	20	176	45	9	20
2	めぐみ幼稚園	幼稚園 → 幼稚園型認定こども園	西松園一丁目12番1号	河北	280	0	0	0	105	45	0	0
3	都南幼稚園	幼稚園 → 幼稚園型認定こども園	三本柳20地割109番地	都南	280	0	0	0	220	45	0	15
4	Cocoa	保育所(新設)	北飯岡四丁目8番	都南	0	41	6	24	0	41	6	24
5	ぎんがの里保育園	保育所(新設)	本宮字林崎1番地	盛南	0	33	9	18	0	33	9	18